

～介護福祉士を目指す方を応援します！～

実務者研修受講資金をお貸しします！

1. 事業の目的

この事業は、介護福祉士実務者養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生を対象に実務者研修受講資金を貸し付け、福祉・介護人材の確保養成を図ることを目的とするものです。

2. 貸付の対象者

介護福祉士実務者養成施設に在学し、将来、山梨県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者。

3. 申請書の提出期限

実務者養成施設に在学している期間中に申請されたもののみ対象。

※養成校を卒業されている場合等、在学期間外での申請は受付できません。

4. 貸付額等

(1)貸付額 実務者研修受講資金として20万円以内。(1人当たり1回限り)

貸付対象となる経費：実務者養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納入金のほか、参考図書、学用品、国家試験の受験手数料等

(2)利子等 無利子

ただし、返還することになった場合、債務の返還期限を過ぎた場合は法廷利子に従いの延滞利子を徴収します。

5. 貸付対象期間 実務者養成施設に在学する期間

ただし、修業年限を超えた場合は、貸付対象外とし返還の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

6. 返還の免除

介護福祉士実務者養成施設の研修課程を修了した日（実務者養成施設の課程を修了した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、山梨県内において介護福祉士の業務に引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくことになりますので注意してください。

7. 貸付の申請手続

貸付を希望する方は、下記の問い合わせ先に事前に連絡の上、以下の指定様式等により申請手続きを行ってください。

- (1)実務者研修受講資金貸付申請書(第1号様式)
- (2)在学する実務者養成施設長の推薦書(第2号様式)
- (3)身上書(第3号様式)
- (4)連帯保証人に関する調書(第4号様式)
- (5)世帯全員の住民票の写し
- (6)申請者の生計支持者の所得を証明する書類
- (7)連帯保証人の所得を証明する書類
- (8)指定業務従事証明書
- (9)その他必要な書類

*申請には「連帯保証人」が必要となります。連帯保証人は、県内に居住し独立の生計を営む方で、返還債務を負担することができる方に限ります。

なお、申請者が未成年である時は、連帯保証人は、親権者又は後見人でなければなりません。

*申請様式は、山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードができます。

山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>

働く・学ぶ → 修学資金の貸付 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
→ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請様式

8. 貸付決定後の手続き

申請書類を「介護福祉士実務者研修受講資金貸付スケジュール」の日程で審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には貸付に伴う関係書類を提出していただきます。

書類が山梨県社会福祉協議会に提出された後、指定口座に振り込みます。

9. 申請先・問い合わせ先

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12（山梨県福祉プラザ4階）

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課

※9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

電話 055-254-8654

FAX 055-254-8614